

刑事責任と人格の同一性（一）

—— アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の
刑事責任を巡る議論を素材として ——

上原大祐

一．序

二．我が国における事例

(一) 神戸地判平成一六年七月二八日

(二) 名古屋地判平成一七年三月二四日

(三) 小括

三．アメリカの議論における各論者の議論の展開

(一) 無実の人格アプローチ

(i) Saksの見解

(二) 個別人格アプローチ

(i) Saxeの見解

(ii) Armstrong & Behnkeの見解（以上本号）

(三) グローバルアプローチ

(i) Marnetの見解

(ii) Schoppの見解

(四) 小括

(i) 各アプローチのまとめ

- (ii) 同一性の基準
- (iii) 帰責の文脈における同一性
- (iv) DID 患者たる被告人の刑事責任

四・結語

一・序

解離性同一性障害 (Dissociative Identity Disorder 以下・DID) とは、以前は多重人格障害と呼ばれた精神障害の一種で、一人の人間の中に、行為を統御する複数の意識、すなわち人格状態 (personality) と呼ばれる複数の意識が存在する障害のことである。これらの意識は、それぞれが別個の記憶・同一性の感覚を有し、交互に患者の行為を統御する。そして、ある人格状態下にある者は、他の人格状態下で経験した事柄につき想起できない^①。通常その人の行為を統御している人格状態のことを主人格 (host personality)、それ以外の人格状態のことを副人格 (alter personality) という。この障害と刑事責任の関係が問題となる典型的な例として次のような事例を挙げることができる。田中一郎 (仮名) は彼の同僚を殺害し、逮捕された。彼は基本的に、控えめでありふれた、人のいい人として知られていた。警察が取り調べを行っている時、彼は自身の行ったとされる行為についてまったく覚えておらず、驚愕してさえないように見えた。しかし、取り調べが彼が行ったとされる犯行の核心部分に近づいたとき、彼の意識は突如として薄れ、その後彼が意識を取り戻したとき、彼はその態度、そして声のトーンにおいて劇的な変化を示し、取調官を驚かせた。彼は自分の事を田中二郎と名乗り、彼が行った犯行について自信たっぷりに語った。その後、再度彼の意識は薄れ、ふたたび目を覚ました時には、彼は自身のことを一郎として認識していた。そして再度、彼は自身が行ったとされる

行為についての記憶を失っていた。二郎は、一郎の存在を知ってはいたが、一郎のことを自分とは異なる存在と認識していた。これに対し一郎は、通常の生活において時折記憶の欠落があることには気づいていたものの、二郎の存在はまったく認識しておらず、当然、二郎の行為を統御する事もできなかった。一郎が控えておとなしい、受動的な性格であるのに対し、二郎は自信に満ち、攻撃的な性格であった。この事例の場合、通常行為を統御している人格状態であるところの一郎が主人格、二郎が副人格、ということになる。

DID患者たる被告人の刑事責任を判断することを難しくするのは、主人格、つまり通常被告人の行為を統御しているところの人格状態が、問題の行為を認識する能力すなわち弁識能力を欠いているのに対し、行為時に行為を統御するところの人格状態すなわち副人格は自分が如何なる行為を行っているかを認識しており、かつ行為を制御する能力も有していることである。したがって、行為時の人格状態は狭義の意味においては責任能力を有しているということができるけれども、行為者を全体として考察する場合、行為者が責任能力を有していたということがどうか、という点が問題となるのである。換言すれば、行為時の人格状態によって行われた行為の責任を、全体としてみれば責任能力を有していないようにも見える行為者に全体として帰責することが許されるか、という問題である。筆者は以前この障害を患う被告人の刑事責任について、アメリカの判例・学説を概観しつつ検討を行った論文を発表し、³⁾この問題について判断するための判断方法として、(一)各人格状態をそれぞれ別個の人間もしくはそれに類するものと見なし、主人格・副人格のどちらが行為を行ったかに関わりなく、DIDを患っているというこのみを根拠として、DID患者たる被告人の刑事責任を否定する方法(無実の人格アプローチ：innocent alter approach)、⁴⁾(二)主人格・副人格の区別に拘らず、行為時にまさに行為を支配していた人格状態に焦点を当て、この人格状態が行為に関して認識・制御できなかった場合にのみ被告人の刑事責任を否定するアプローチ(個別人格アプローチ：perpetrating alter

approach もしくは specific alter approach)、(三)主人格に焦点を当て、主人格が行為を認識・制御できたか否かを基準として判断する方法(グローバルアプローチ・host approach もしくは global approach)、がある、と分類した。論文を発表した時点においては、わが国においては DID 患者たる被告人の刑事責任について直接に扱った裁判例は存在しておらず、わずかに鑑定の中で論じられたことがあっただけであつたが、論文発表後、わが国においても DID 患者たる被告人の刑事責任を判断する裁判が実際に行われ、裁判所はこの問題についてわが国において初めての判断を下した。⁽⁵⁾詳しくは後述するが、裁判所はその中で(二)個別人格アプローチを採用し、被告人の刑事責任能力を認めた。たしかに裁判所が述べるとおり、刑事責任は行為時について判断するものである、という原則をそのまま適用するならば、DID 患者たる被告人は、被告人全体としてはともかく、行為時の人格状態に着目する限り、通常、行為に関して認識・制御能力を有しているのであり、個別人格アプローチを採用することはむしろ必然であると言える。この問題について以前より判例・議論の蓄積のあるアメリカにおいても、この原則を根拠として個別人格アプローチを採用する判例が多数存在する。しかし、学説においては、前述の原則の存在があつてもなお、(一)や(三)の立場を支持し、行為時の人格状態以外のものに着目して DID 患者たる被告人の刑事責任を判断すべし、とする見解が存在する。また判例においてさえも、グローバル・アプローチに基づいて DID 患者たる被告人の刑事責任を判断すべき、との結論を採用するものが存在する。⁽⁷⁾これは何故であろうか。そこには、前述の原則の単純な当て嵌めでは解決し得ない部分があるのではなからうか。そこで本稿では、前回の論文で概説的に紹介したアメリカの議論をより詳細に分析する。そして結論として、DID 患者たる被告人の刑事責任を判断するためには、伝統的な刑事責任判断の基準の単なる当て嵌めによるのではなく、より包括的な法理論の見地から判断を行うべきである、ということを示す。すなわちそれは、応報刑・目的刑という、刑罰の正当化根拠の理論からのアプローチである。

思うに、従来の刑事責任能力に関する議論は、行為時・裁判時そして受刑時における被告人の人格の同一性の存在を当然の前提としているのに対し、DD患者たる被告人の刑事責任の問題は行為者の人格の同一性を当然の前提としないところに問題が存在する。すなわち、刑事責任能力が問題となる通常の事例の場合、「行為時に行為者は弁識・制御能力を有していたか否か」のみが問題となるのに対し、DD患者たる被告人の刑事責任の問題の場合には、そもそも「行為者とは誰か、主人格か、行為時人格か、それとも別の何かか」ということが問題となるのである。さらに、「行為時の人格状態(副人格)」に関する限りでは、犯罪行為を「自己の行為」として認識しうるが、主人格においては、当該行為を行為時点においてのみならず、裁判時点および受刑時点においても「自己の行為」として本来的に認識し得ない、ことも問題となる。それゆえ、この問題に解答するためには、従来の刑事責任能力の議論を超えた考察、すなわち人格同一性を如何なる基準によつて決定するか、というところから考察する必要があるのである。

なお、DD患者たる被告人の刑事責任と一概に言っても、実は様々なヴァリエーションが存在する。すなわち、副人格が犯罪行為を行い、主人格はその行為にまったく関与していない、という典型的事例の他に、主人格が行為を行い、副人格が行為に関与していない場合、副人格が行為を行ったが、主人格もそれを認識しており、なおかつその行為に介入することができた場合、全ての人格が、作為であれ不作為であれ行為に関与している場合、などである。本稿においては、典型的な事例である、先述の田中一郎の例のような、副人格が行為を行い、主人格はそれに関して認識すらしていない、という事例を主眼として議論を展開する。しかし、その前にまず、我が国においてDD患者たる被告人の刑事責任が問題となった事例について見ておこう。

二．我が国における事例

アメリカにおいては一九八〇年代には既に DID 患者たる被告人の刑事責任を扱った判例が複数存在し、この問題に関する議論も行われていた。しかし我が国においては DID 患者たる被告人の刑事責任を扱った判例が存在しなかった事もあり、この問題に関する議論はほとんど行われてこなかったというのが現状であった。^⑧しかし近年、我が国の裁判所においても、DID 患者たる被告人の刑事責任について扱った判断が複数なされ、この問題は我が国においても議論を深めるべき緊急の課題となっている。本章においては、我が国において実際に DID 患者たる被告人の刑事責任が問題となった裁判例を紹介する。^⑨

(一) 神戸地判平成一六年七月二八日^⑩

本件事実関係は以下の通りである。被告人は、平成一四年七月五日の時点で、医師により解離性同一性障害 (DID) との診断を受けていたのであるところ、同年七月三〇日、被害者に対し暴行・脅迫を加え、金品を強取する事に関する事前の共謀をなし、もって同年七月三一日から八月一日にかけて、複数の共犯者と共同して被害者に対して暴行を加え、金品を強取し、その際の暴行により被害者に傷害を負わせた。結果、被告人には強盗傷害罪の共同正犯が認められたのであるが、本件裁判において、被告人は強盗行為に関する事前の共謀の不成立および実行行為時における DID に基づく心神喪失もしくは心神耗弱を主張した。本事例において、共謀時点および実行行為着手時点においては被告人の行為を統御していたのは主人格であり、副人格は実行行為の途中で主人格と入れ替わり、それ以降の被告人の行為を統御していたのみであった。以下、本稿においては責任能力に関係する部分のみを扱うが、本事例において

特徴的なことは、共謀時および実行行為着手時に被告人の行為を統御していた、すなわち当該犯罪行為を行う意思決定をなしたのは主人格であり、実行行為時の一部において行為を統御した副人格は事前の主人格の意思決定に従って行為しただけである、と認定された、という点である。

裁判所は、DID患者たる被告人の刑事責任の判断方法として、先述の無実の人格アプローチ・グローバルアプローチ・個別人格アプローチの三つの方法がある、と述べた後、まず「当裁判所は、人格が交替することに別個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎない」と述べ、無実の人格アプローチを採用しない事を明確にした。続いて被告人の刑事責任判断の前提として「その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきである」と述べて個別人格アプローチを採用するということを明言した上で、「被告人の行動は主人格から別人格になる前後のいずれにおいても：被害者に暴行を加え慰謝料を取るというものであって、被告人が別人格になった後の行動も、強盗の共謀に沿った合目的なものであったと心得ることからすると、本件犯行時の被告人の精神状態は：是非弁別能力及びその弁別に従って行為する能力が欠けていなかったのはもとより、これらの能力が著しく減退する状態にも至っていなかったものと認めるのが相当である」として、実行行為時における被告人に関して完全責任能力を認めた。¹¹⁾

本判例は、裁判所は被告人が解離性同一性障害という精神障害を患っていることを認め、かつ実行行為時において副人格が行為を統御していたということを認定し、DID患者たる被告人の刑事責任について正面から扱った、我が国における初めての判例である。さらに、本決定は個別人格アプローチを採用したものであるが、その決定の根拠として「その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきである」と述べて、判断方法の根拠を明確にした、という点でも意義を有するものである。

(二) 名古屋地判平成一七年三月二四日⁽¹²⁾

本件事実関係は以下の通りである。被告人は共犯者との共謀の上、平成一六年四月八日、共犯者により殺害された被害者の遺体の隠匿を共同して行い、かつ、不正に入手した被害者名義の総合口座通帳等を使用して預金払戻し名下に金員を詐取しようとの共謀を共犯者で行い、同年四月二六日、名古屋市内の信用金庫において、被害者になりすまし、行使の目的を持って預金払戻請求書用紙に被害者氏名を記入した上、被害者の印鑑を押し、もって同信用金庫窓口係員に対し、同払戻請求が真正なものであるかのように装い、もって同係員をして正当な権利者による預金払戻し請求である旨誤信させ、預金払戻し名下に現金を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。結果、被告人は死体遺棄、有印私文書偽造、同行使、詐欺のそれぞれの罪につき有罪とされ、執行猶予付きの懲役刑を宣告された。

本件裁判において、被告人が解離性同一性障害に罹患していること、およびそれぞれの犯行が行われた両日において副人格が行為を統御していたことが認定されている。

本判例において裁判所は、「いずれの人格においても是非善悪の弁別能力及び行動制御能力があることは疑いがないうこと、各犯行は解離性同一性障害が原因となつて引き起こされたものではないこと等の事情からすれば、被告人：は、(別人格による…括弧内筆者) 本件各犯行について刑事責任を負うと解するのが相当である」と判示し、被告人に完全責任能力を認めた。

本判例においては、鑑定等の詳細な資料が明らかにされていないため断言することはできないが、少なくとも裁判所が無実の人格アプローチを採用したのではないことは理解できる。なぜなら、無実の人格アプローチを採用した場合には、行為に参与していない人格が存在しているというこのみを根拠として刑事責任が否定されるはずであるが、本件においては犯行に参与していない主人格が存在しているにもかかわらず被告人に刑事責任を認めているか

らである。また同様に、主人格が犯行に関与していないにもかかわらず被告人に刑事責任が認められている、という事から、本判例が採用したのはグローバルアプローチでもあり得ない、ということも理解できる。

しかし、本判例が副人格が行った行為につき被告人の刑事責任を認めているからといって、本判例が個別人格アプローチを採用したと判断するのは尚早である。なぜなら、本判例が主人格・行為時人格の「いずれの人格においても是非善悪の弁別能力及び行動制御能力があることは疑いが無い」ということをあらためて確認している点に鑑みるに、Elyn R. Saks が *State v. Rodrigues* 判決が採用していると評するのと同様の、三つのアプローチには含まれない新たな判断方法、すなわち「人格状態のいずれかが（心神喪失の状態にある場合・括弧内筆者）、DD患者たる被告人は（心神喪失・括弧内筆者）である」⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾との結論を採用した、と評する余地もあるからである。

(三) 小括

本章で見てきたように、我が国におけるDD患者たる被告人の刑事責任に関する判例はまだ数が少なく、判例の立場について明言する事は不可能である。しかし、以下の事は言い得る。すなわち、裁判所はこの問題について、当初は「刑事責任は行為時の被告人の精神状態を見る事により判断すべきである」という刑事責任判断の原則のみを拠り所として判断してきた、ということである。しかし、本当にこの原則の当て嵌めのみでこの問題は解決しうるものなのであるか。以下で見てゆく通り、アメリカにおける議論においては、この問題の解決のためには前述の原則の単なる当て嵌め以上のものが必要である、と考えられている。筆者自身も、この問題について考察するためには、より根本的な規範論的基礎付けが必要である、と考える。さらに、情報の出所が報道のみであり、⁽¹⁶⁾詳細については未だ確認する事ができていないが、東京地判平成二〇年五月二七日において、行為を統御していたのが副人格であるという

ことを根拠として裁判所が心神喪失を認めた判例も報告されており、裁判所においても、前述の原則のみを判断の根拠とするのではない判断の方向性も志向されている事も窺える。この問題に関しては、さらなる判例の蓄積が必要であるし、またさらなる議論の蓄積も必要とされるのである。

三．アメリカの議論における各論者の議論の展開

DID 患者たる被告人の刑事責任について議論する上で、この問題が以前より注目され、議論の蓄積もなされてきたアメリカの議論を参考にすることは有益である。以下、本章ではこの問題について考察を行っている論者の議論の展開を、特に各論者がそれぞれのアプローチ・判断方法をいかなる理由で支持するのか、その根拠づけに焦点を当てて紹介する。その後、筆者の見解を展開する。

アメリカにおいて、DID 患者たる被告人の刑事責任に関する最も主要な論者は Elyn R. Saks⁽¹⁷⁾である。そこで本稿では、この Saks の議論をまず概観し、次に Saks の議論に批判を加える形で考察を行っている他の四人の論者の議論を紹介する。⁽¹⁸⁾ 本章においては、各論者の議論の展開を(一)無実の人格アプローチ、(二)個別人格アプローチ、(三)グローバルアプローチの別に概観する。

(一) 無実の人格アプローチ

(i) Saks の見解⁽¹⁹⁾

Saks は人格状態のそもそもの存在態様に関し、①人 (person) ②人のような意識の主要部分 (personlike center of

consciousness) ③一人の深く分かれた人の、人ではない一部分 (nonpersonlike part of a deeply divided person) と、いう三つの立場がある、と述べる。①の立場は、人であること (personhood) の基準を身体によるもの (bodily) ではなく、精神によるもの (psychological) に求める。それゆえ、DID患者は複数人の集合体、ということになる。この立場を採用した場合、各人格状態は自然人とまさに同様の法的権利・法的保護を与えられる事になる。②の立場も①と同様に、人であることの基準を精神に求め、DID患者を複数人の集合体に準ずるもの、と見なす。それゆえ、各人格状態は自然人と同様の法的権利・法的保護を与えられるべきであるとする結論を支持する。この立場が各人格状態を人と呼ぶない理由は、各人格状態がそれぞれ別個の身体を有しない、ということのみに存する。これに対し、③の立場は、人であることの基準を身体に求め、各人格状態は別個の人間ではなく、一人の人の精神の一部分である、とする。この場合、各人格状態が自然人と同様の法的権利・法的保護を与えられるべき、という主張は成立しない事になる。

Saks自身は人であることの問題につき、「(a)理性的である(b)意思的叙述の主体である(c)外部から人に対する態度やスタンスを採られる(d)このようなスタンスが採られた場合、応答する能力を有する(e)言語を用いる(f)自己意識のような特別な種類の意識を有する」という Daniel Dennett の哲学的考察による基準⁽²⁰⁾を引用し、①の立場に親和性を示す。しかし、最終的には立場決定を留保する。Saksは人格状態の存在態様に関するそれぞれの立場に立脚して議論を展開し、結論として「多重人格障害 (DID…括弧内筆者) に苦しむ者は、全ての人格状態が犯罪を認識しており、それを黙認していたのでない限り、有罪とされるべきではない⁽²¹⁾」という基準を提案し、無実の人格アプローチを支持するのである。以下、Saksの議論の展開を紹介する。

Saksはまず、DID患者の各人格状態の存在態様に関して、先に挙げた三つの見方がある、と分類する。Saksはいの

問題につき、「人格状態をどのように概念づけるかは「人 (Person)」という言葉が何を意味するか、にかかっている」と述べた上で、この問題に関する判断権限は精神科医ではなく法律家や哲学者にある、とする。⁽²²⁾ これは DID 患者たる被告人の刑事責任について論じる際に、まず立場決定すべき問題である。①の立場や②の立場を採る、すなわち、各人格状態をそれぞれ別個の人、もしくは人に準ずるものと見なすならば、一人の DID 患者は複数の人間の集合体ということになる。そして、犯罪行為を行ったのはあくまで行為時に行為を支配していたその人格状態、すなわちその人であり、行為はその人格状態に帰責されるべきものであって、他の人格状態すなわち他の人に帰責すべきものではない。⁽²³⁾ それにもかかわらず DID 患者たる被告人を処罰することを通して有罪の人格状態を処罰することは、必然的に他の無実の人格状態に対して連帯責任を負わせる結果となってしまう、個人責任の原則に反する。それゆえ、DID 患者たる被告人は全体として処罰されるべきでなく、その刑事責任を否定されるべきである、という結論に必然的に結びつく。⁽²⁴⁾ ⁽²⁵⁾ これは本稿で主眼としている DID 患者たる被告人の刑事責任判断に関する典型的事例のみならず、主人公が犯罪行為を行ったが、他の人格状態がそれに関与していない場合をも含む。その上で、Saks 自身としてはこの立場に親近性を示しているが、結論としては、人格状態の本質をどのように捉えるかは「未解決の問題に留まっている」とする。

次いで Saks は、③の見解にも立脚して考察を行う。次のように述べる。すなわち「人格状態が…人の…一部分である場合にも、多重人格者 (DD 患者…括弧内筆者) が責任無能力である、ということをサポートする根拠がなお存在する」。⁽²⁶⁾ Saks は、DID を夢遊病、催眠下もしくは後催眠下における行為、特定のでんかん状態においてなされた行為など、解離すなわち通常は備わっている意識・記憶・同一性もしくは環境の知覚機能の統合が崩壊している状態と比較する。そして、解離状態下において犯罪行為を行った場合、被告人が通常免責されることを指摘し、その理由として、

悪事を行わず、それゆえ、刑により苦しむに値しない意識の中心が存在すること、自己の重要な部分が行為に用いられていないため、行為者に対して理性的行為者として必要とされる能力を有する者として帰責すべきではないこと、責任能力がある程度統合された自己を必要とすること、という三つの理由を挙げる⁽²⁷⁾。その上で DID 患者たる被告人についても以下のように述べる。「多重人格者 (DID 患者・括弧内筆者) に関しては、全体が理性的行為を行うために十分なまでに統合されていない⁽²⁸⁾」。それゆえ、DID 患者たる被告人もは、解離状態を伴う他の障害の場合と同様、全体として見た場合、責任無能力とされるべきである、とするのである⁽²⁹⁾。

しかし、以下の点において Saks の議論は通常の解離状態を根拠とする免責とも異なる展開を見せる。すなわち、夢遊病や催眠、てんかん等の場合においては、解離症状が出ているときになされた行為に関してのみ刑事責任の減免が考慮されうるのに対し、Saks の見解によれば、ごく一部の例外的な場合を除いて、たとえ通常被告人の行為を統御しているところの主人格が行為を統御している場合であっても、DID 患者たる被告人は免責されるべきである、とするのである。その理由として Saks は、グローバルアプローチを採用する *U.S. v. Denny-Shaffer* 判決を不十分であるとして批判する中で次のように述べる。「なぜなら、主人格の概念は恣意的なものだからである。主人格は特定するのが難しく、時の経過と共に変化し得、他の人格よりは多いかもしれないが、わずかな間しか (身体に関する…括弧内筆者) コントロールを持たない可能性もあるからである」⁽³¹⁾。

結論として、これまで述べてきた論拠により Saks は DID 患者における人格状態の存在態様をどのように捉えるかに関わりなく、DID 患者たる被告人は原則として常に、全体としてその刑事責任を否定されるべきだとする。ただし、全ての人格状態が犯罪について知っていながら黙認した場合、および各人格がよく組織されており、人格の行為が彼らの権限の範囲内にあり、それが全体を益する意図に基づいている場合、の二つの場合には、DID 患者たる被告人で

あってもその刑事責任を認めることができる、とする。前者の場合には、行為を行ったのではない他の人格に「犯罪を阻止する義務を課す」ことにより、共犯の理論の応用として、後者の場合には企業の刑事責任の理論の応用として、刑事責任を認めるのである。⁽³³⁾

Saxe は各人格状態をそれぞれ別個の人もしくは人のような存在とする立場に親和性を示す。しかし、以下で見て行くように他の論者は各人格状態をあくまで一人の人の一部分とする立場に立脚して議論を展開する。筆者自身も、紙幅の関係上この点について詳細に論じることが控えるが、各人格状態は一人の人の一部分である、とする立場が妥当であると考えられる。⁽³⁴⁾ 以下、この前提の下に他の論者の議論の展開を見て行く。

(二) 個別人格アプローチ

個別人格アプローチを支持する論者としては、以下の論者がいる。

(i) Saxe の見解⁽³⁵⁾

Glenn Saxe は人格同一性に関する哲学的問題について論じることとはせず、各人格状態はそれぞれ一人の人の中の一部分であるとの前提に立脚し、発達精神医学的知見から DID 患者たる被告人の刑事責任を基礎づけるべきとの立場から議論を展開する。⁽³⁶⁾ まず Saxe は、人間を、意識の基礎的要素であるところの、複数の行為状態 (behavioral state) を有し、これらの間を行き来し、その複雑な連絡および調整を行うシステムを有する者として存在する、という人間観に立つ。この行為状態は、各行為状態特有の意識・感情を有するものである。乳児の時点においては、この行為状態がそれぞれ個別に存在し、内的小および外的刺激に応じて乳児は各行為状態間を行き来する。⁽³⁷⁾ そして成長するに従って、この行為状態間の交代の自律的コントロールを身につけ、また行為状態間で情報を共有し、概括する能力を身につけ

る、とする。すなわち、各行為状態間が相互に結びつき、情報が統合されている状態こそが本来の同一性である、と措定するのである。その上で、DIDという障害を、発達初期におけるトラウマ的経験の故に、患者は各行為状態を統合し、情報を概括する能力を獲得してこる事ができなかった状態である、と定義する。それゆえ、通常、患者の行為を統御しているところの行為状態が解離した行為状態との間で情報を共有・概括できず、通常、患者の行為を統御しているところの行為状態と解離した行為状態とがそれぞれ別個に同一性の感覚を育ててしまっていることが特徴である、とする⁽³⁸⁾。したがって、Saxeの定義に従うならば、副人格とは、本来統合されているべきところの複数の行為状態の中の一つもしくは幾つかが統合されないままに留まり、その中において、他の行為状態を概括するものとは別個の同一性が形成されている状態、ということになる。Saxeは次のように述べる。「DIDの副人格は各行為状態の統合の失敗の問題以上のもではなく、人格状態の同一性は特定の強烈な感情および状態に依拠した自伝的記憶のラベル以上のものではない」⁽³⁹⁾。

このように定義した上で、SaxeはDIDと刑事責任の関係について考察する。SaxeはSaksが提示した最初の二つの見解、すなわち各人格状態をそれぞれ別個の人もしくは人に類するものと見なす見解を否定した後、Saksの第三の見解、すなわち、各人格状態をそれぞれ人の一部と見なす見解について検討し、その見解が刑事責任を判断する上で、個人の意識の中において各人格状態を概括するところの管理的コントロールを重要視するものである、ということを描する。その上で、本当にこの管理的コントロールが刑事責任を判断する上で重要なものなのか、という点に疑問を呈し、このような管理的コントロールは刑事責任判断とは関係がない、と結論づける。Saxeは、DID患者ではない通常人においても、犯罪行為を行う決定のような種の意思決定を行う際に、自身のより冷静な部分へのアクセスを欠いている場合が多々あることを指摘する。換言すれば、通常人であっても、激情のようなある種の感情状態にあ

る場合には、通常時にはそのような行為に出るとは夢にも思わないことを行う場合がある、ということを指摘するのである。この上で、このような個人と DID 患者の本質的な違いは「(行為状態・括弧内筆者) を取り巻くところの同一性の感覚の統合と、行為状態間において情報をやり取りする能力の減退」であり、これは、「行為者が精神疾患を有していたか、弁識・制御能力を有していたか」を判断基準とする刑事責任判断には何の関係もない、と結論づけるのである。⁽⁴⁰⁾

(ii) Armstrong & Behnke の見解⁽⁴¹⁾

Saks は前述のように、Dennett の哲学的基準を拠り所とし、その基準を当て嵌める事によって各人格状態がそれぞれ別個の人間もしくはそれに類するものである、との結論に親和性を示すのであるが、何故この基準を採用すべきなのかというその根拠については明らかにしていない。Walter Sinnott-Armstrong と Stephen Behnke はこの哲学的基礎に焦点を当て、考察する。Armstrong と Behnke は、本来 Dennett のこの基準は、人間と人間以外のものを区別することを意図したものであり、ある人間と他の人間を区別することを意図したのではなく、そのための基準としては不適切である、と主張する。⁽⁴²⁾ Armstrong と Behnke は次のような例を挙げる。すなわち、Samuel Clemens が Mark Twain というペンネームを用いて執筆活動を行っている場合、Samuel と Mark にはそれぞれ Dennett の基準が当て嵌めうる。しかし、これは Samuel と Mark がそれぞれ別人物であることを示すのではなく、単に両者が共に人間であることを示すのみであり、Samuel と Mark が同一人物であるか否か、という問題について Dennett の基準は何も教えない。したがって、Dennett の基準は人の個別化には不適切であり、この基準を拠り所として、各人格状態がそれぞれ人の一部分であるということは言えても、各人格状態がそれぞれ別個の人間であるという結論を直接的に導く事はできない、

と Armstrong と Behnke は結論づけるのである⁽⁴³⁾。以上の問題意識に基づき、Armstrong と Behnke は、では如何なる基準に基づいて人の同一性について判断すべきか、すなわち各人格状態がそれぞれ別個の人間なのかそれとも一人の人間の中の意識の一部なのか、という問題を判断するために用いられる基準は如何なるものであるべきか、という点について考察する。

Armstrong と Behnke は哲学において人の同一性を判断するために用いられている基準として、身体・脳・記憶・性格・計画・意識およびコントロールに焦点を当てたものがある、と述べ、それぞれについて検討する。まず同一性の判断基準として、身体の同一性が最もポピュラーなものだと認めるものの、John Locke の王子と靴屋のたとえ話⁽⁴⁴⁾に及し、人格同一性の基準は身体よりむしろ精神にある、と一般的に考えられている。と述べる⁽⁴⁵⁾。しかし、人の精神は脳と切り離して考える事は不可能であり、それゆえ、脳の同一性こそが同一性の基準としてふさわしい、と結論づける。これは以下の事によっても裏付けられる。すなわち、たとえば催眠下の人やアルツハイマーを患っている人が、その精神的特徴が完全に変化してしまうとしても、なお同一性を保っていると見なされる、ということによつて⁽⁴⁶⁾。

次に Armstrong と Behnke は、精神の特定の機能を同一性の基準とする見解につき考察してゆく。まず、過去のある時点に関する数的に同一な記憶を有する、という、経験的記憶を同一性の基準とする見解につき、通常人であっても忘れることがあり、また健忘症等にもなりうる故に、経験的記憶を同一性の必要条件とすることはできない、と結論する⁽⁴⁷⁾。しかし、数的に同一な経験的記憶を有することは同一性の十分条件すなわち証拠とはなりうる、ともする⁽⁴⁸⁾のである。

以上のように Armstrong と Behnke は精神と身体は切り離して考えることができない、との立場から、脳を人格同一性の基準とし、記憶を同一性の十分条件・証拠とする。すなわち、同一の脳を有するならば、ある時点におけるそ

の人と別の時点におけるその人は同一人物であり、それらの時点より過去の別の時点に関する記憶を共に有することは、彼らが同一人物であることの証拠となる、とするのである。⁽⁴⁹⁾ このように結論づけた上で、人格同一性の基準としてはさらなる精神的機能が要求される、とする見解についてさらに考察している。⁽⁵⁰⁾

まず Armstrong と Behnke は、パーソナリティもしくは性格の連続性を同一性の基準とする見解について考察する。Armstrong と Behnke はパーソナリティを「その人が行為する一般的な場面において、何故そのように行動し、感じ、考えるのか、ということ」を構成し、もしくは説明する価値観や性質の「一揃い」⁽⁵¹⁾と定義する。しかし、たとえばヘロイン中毒者が宗教上の経験により改心し、性格を変化させる場合がある事を指摘し、その場合でもなお人格同一性は認められるべきである、として、パーソナリティもしくは性格の連続性を同一性の基準とはならない、として退ける。

さらに Armstrong と Behnke は、計画の連続性を同一性の基準として考える見解についても検討する。すなわち、或る計画を達成するために継続的にコミットし、統一的に活動する事が同一性の基準となる、という考え方である。しかし、複数の者が同一の計画に継続的にコミットし統一的に活動する場合もあり得る事、同一人物であっても考えの変化等によって同一の計画に継続的にコミットし統一的に活動しない場合もあり得ることを根拠として、この見解を退ける。

最後に Armstrong と Behnke は、意識していること (awareness) およびコントロールを同一性の判断基準とする見解について検討する。すなわち、無実の人格アプローチのように、ある人格状態が他の人格状態の行為を認識しコントロールする事ができない場合、各々の人格状態は別個の人間である、とする考えである。しかし彼らは、通常人であっても過去の行為および遠い将来の行為をコントロールすることはできないし、また将来の行為を認識する事もできないこと、さらにたとえ過去の行為を忘れていたとしても、それを根拠としてその行為がその人の行った行為でな

いことになるわけではない、ということ根拠としてこの見解をも否定する。

最終的な結論として、ArmstrongとBehnkeは、脳を人格同一性の基準とする立場から各人格状態は共通の脳を有するが故にそれぞれ別個の人間ではなく、一人の人間の中の一部である、と結論づける。その上で、各人格状態が、子供時代の経験のような、それぞれの人格状態に分裂する前の出来事に関する共通の記憶を共有している場合が往々にしてある、ということとは、この結論の証拠となる、とするのである。このような前提に基づき、ArmstrongとBehnkeはDID患者たる被告人の刑事責任について考察し、最終的な結論として犯罪行為時点の人の精神状態により刑事責任を判断する個別人格アプローチを支持するのである。⁽²⁾

- (1) 高橋三郎・大野裕・染谷俊幸訳『DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル新訂版』(二〇〇四・医学書院)五〇六—五〇九頁(原書: American Psychiatric Association, Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder-Forth Edition-Text Revision)。
- (2) この事例は Robert F. Schopp, Multiple Personality Disorder, Accountable Agency, and Criminal Acts, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 297-298に挙げられている事例を簡略化したものである。
- (3) 上原大祐「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察——アメリカにおける議論を素材として——」広島法学二七卷四号(二〇〇四)一八五頁以下。
- (4) この立場を採った場合であっても、全ての人格状態が犯罪行為に関与していた場合には、行為者に全体として帰責することを認める。詳しくは後述。
- (5) 東京地判平成九年四月一四日判時一六〇九号三頁・判タ九五二号七五頁。この裁判において、複数の鑑定の中の一つとして多重人格障害(DID)を認める鑑定が出されたが、裁判所はこれを採用しなかった。
- (6) 神戸地判平成一六年七月二八日(判例集未登載。裁判所のHPより入手可能。http://www.courts.go.jp/search/jhsjp0030?action_id=dsdpDetail&hameiSechKon=01&hameiNo=6838&hameiKon=03)。判例評釈として、上原大祐「解離性同一性障害患者の責任能力判断——神戸地裁平成一六年七月二八日判決(平成一四年(わ)九一六号強盗致傷被告事件)——」広島法学三〇卷二号

一三三頁以下。また、名古屋地判平成一七年三月二四日(判例集未登載。裁判所の HP より入手可能。http://www.courts.go.jp/search/jisp03?action_id=detail&hanreiStchBn=01&hanreiNo=7494&hanreiKbn=03)も、DID 患者たる被告人の刑事責任についての判断を行っている。さらに、二〇〇八年二月七日および二〇〇八年五月二七日に、それぞれ東京地裁において解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任についての判断がなされたと報道で報じられた(二〇〇八年六月一三日現在)。

(7) U. S. v. Denny-Schaffer (1993 · 10th circuit) 2F. 3d 999.

(8) 我が国において法学者がこの問題について扱ったものとして、拙稿・前掲注(3)の他、以下のものがある。川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰一〇号(一九九五)九九頁以下、同「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」奈良法学会雑誌二二巻二号(一九九八)一頁以下。野阪滋男「精神障害と責任能力——主として多重人格障害について——」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開』(二〇〇〇・成文堂)三四一頁以下。佐久間修「現代社会と刑法(一六)補論(一)責任能力の判定基準をめぐる判例の動向——多重人格者による連続幼女誘拐・殺人事件を素材として——」季刊現代警察八八号(二〇〇〇)七〇頁以下。

(9) 前掲注(6)で記したように、今年に入ってから東京地裁において、DID 患者たる被告人の刑事責任に関する二つの判例が出された。この二つの判例は、報道から知り得た限りにおいては、同じ裁判長が判断を下しているにも拘わらず判断が異なっており、非常に注目すべきものであるが、本稿執筆時においては両方とも公刊されておらず、入手不可能であった。今後の展開を待ちたい。

(10) 前掲注(6)。詳細な評釈は、拙稿・前掲注(6)の評釈を参照。

(11) 本判例において裁判所は個別人格アプローチに基いて被告人の刑事責任を認定しているが、筆者は本件事例においては、事例の特殊性に鑑みるに、グローバルアプローチに立脚してもなお被告人の完全な刑事責任を肯定する事は可能であったと考える。すなわち、意思決定を行って実行行為に着手したのは主人格であり、行為時の副人格はその意思決定を引き継いで実行行為を継続しただけであった、という特殊性である。本来、グローバルアプローチに立脚し、主人格に着目するならば、被告人は行為時人格を制御することはできなかつた以上、その責任は減免される、と考えられる。しかし、実行行為に出た後に心神喪失・心神耗弱に陥った被告人に対しても完全な刑事責任を肯定する、いわゆる実行着手後の責任無能力の議論を応用し、完全責任能力時点における意思決定を責任無能力時点において継続して実現しているだけである、という、実行着手後の責任無能力の事例および本件事例の共通点に着目するならば、本件事例においては、グローバルアプローチの立場からでも、なお被告人に完全な刑事責任の成立を認める余地は存在す

ると考えられる。実行着手後の責任無能力についてリーディングケースとなる判例として長崎地判平成四年一月一日(前田雅英「実行行為と責任能力」芝原邦爾他編『刑法判例百選Ⅰ総論【第五版】(二〇〇三・有斐閣) 六六頁以下)。また、この問題について扱った論文として、山本光英「実行の着手後の責任無能力——所謂『承継的責任無能力』の問題——」中央大学大学院研究年報(法学研究科)一六号I—II(一九八〇)九五頁以下、中宍壽雅「いわゆる承継的責任無能力について(二)」関東学園大学法学紀要三二号(一九九二)一三九頁以下、林美月子「実行行為途中からの責任無能力」神奈川法学二八卷一号(一九九三)二八三頁以下、安田拓人「判例研究」甲南法学三七卷一・二合併号(一九九六)七三頁以下、神田宏「原因において自由な行為?——実行行為の途中で責任能力に疑いの生じた場合の刑法的処理について——」近畿大学法学四四卷二号(一九九六)三五頁以下、野村稔「実行着手後における心神喪失・耗弱——責任能力による同時的コントロールの必要性」研修五八七号(一九九七)三頁以下、浅田和茂「実行行為開始後の心神喪失・耗弱について」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第一巻刑法理論の現代的展開』(二〇〇〇・成文堂) 三六一頁以下等。

- (12) 前掲注(9)。
- (13) 679 P. 2d 615. (1984・Hawaii).
- (14) *Elyn R. Saks, Multiple personality disorder and criminal responsibility*, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 189.
- (15) ただし Saks は *State v. Rodrigues* 判決において、「この立場を採る決定は個人人格アプローチを採用する可能性を暗示している故に、この見解は脆弱なものである」とも述べている。また、川口は *State v. Rodrigues* について、個人人格アプローチを採用した判決である、と評価している(川口・前掲注(8))「多重人格と責任能力」一〇三頁。
- (16) 中国新聞二〇〇八年五月二十八日第一六版二五頁。
- (17) Saks はこの問題につき幾つもの論考を残しているが、その中でも主要なものとして *Elyn R. Saks with Stephen H. Behnke, Jekyll on trial——Multiple Personality Disorder and Criminal Law* (1997, New York University) が挙げられる。
- (18) *Southern California Interdisciplinary Law Journal* Vol. 10, Issue 2, Spring 2001 は DID と刑事責任の関係につき特集を組んでいる。この号では、まず Saks が問題提起として自説を展開し(at 185-203)、その後、複数の論者がそれぞれの立場からこの問題につき考察を加え、また Saks の見解に批判を加えている。それらの批判を受けて、Saks は同号の中で加えられた批判に対し再反論を行っている(at

335-352)。本稿はこれらの論考を基に議論を展開する。

- (19) *Saks, supra note (14), at 185-203*
- (20) *Daniel Dennet, Conditions of personhood, in Amelle Oksenberg Korny (eds.), The identity of persons (1976, Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press) at 177-178.*
- (21) *Saks, supra note (14), at 189.*
- (22) *Saks, supra note (14), at 190.*
- (23) *Saks* は人格状態を “人” ではなく “人のような意識の主要部分” とするのは、各人格状態がそれぞれの肉体を持っていないからである、と述べた上で、肉体を持っていないことは刑事責任について考えるにあたり、いかなる差異も産み出さない、として、①の見方に関する議論が②の見方にもそのまま当て嵌まる、としてゐる (*Saks, supra note (14), at 190 and 192*)。
- (24) この点については、Jennifer Radden が以下のように議論を展開し、批判している (*Jennifer Radden, Am I alter's keeper? Multiple personality disorder and responsibility, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 253-266*)。Saks が無実の人格状態を含む DID 患者たる被告人を処罰することに関し、無実の者を他者の罪の故に処罰することと同じことになる故に法的に許容され得ない、とするのに対し、Radden は、「(無実の者・括弧内筆者) に負担される重荷は (本来刑を科される有罪の者・括弧内筆者) を罰することの処罰的意図の一部ではないが故に、刑法は…無実の者を処罰している、という非難を回避することができる…同様のことが犯罪を行っていない人格状態に関しても言える、ということになる。彼は刑罰の重荷に苦しむが、彼が共有するところの身体の投獄によって処罰されるのではない」と述べ、処罰の意図があくまで犯罪を行った有責な人格状態を処罰することにのみ向いており、他の無実の人格状態を処罰することはその意図に含まれていないが故に、無実の人格状態を含む DID 患者たる被告人を全体として処罰することは問題がない、と結論づける。このような批判に対し Saks は「もしその人 (人格状態…括弧内筆者) が有罪宣告を受けた受刑者が被るのと同じ害を被るなら、もし社会がそれを処罰として理解するなら、そして人 (人格状態…括弧内筆者) が処罰されていると感じるならば、我々は、我々の処罰理論が何であれ、処罰をしているのである」と述べて、このような考え方に反論している (*Saks, supra note (14), at 191-192*)。
- (25) この場合、理論的には犯罪行為を行った人格のみを有罪とし、その人格のみを処罰することも不可能ではない。しかし Saks は有罪の人格が出てきた時を判断してその時にのみ刑罰を科すことは実務的に不可能である、としてこれを退けている (*Saks, supra note*

- (14), at 191。
- (26) *Saks, supra note (14)*, at 193.
- (27) *Saks, supra note (14)*, at 193.
- (28) *Elyn R. Saks, Multiple personality disorder and criminal responsibility: A reply*, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 337.
- (29) *Saks* は解離状態にある場合と、通常人がその時々によって異なる側面を見せる場合および強烈な感情状態にある場合とを比較し、前者と後者を同一のものとして扱い、前者に対しても刑事責任を認める見解を批判する。すなわち、後者の場合には、行為者が自己の他の部分にアクセスできないのではなく単に無視しているだけであり、自己に関して「一つである」との自己意識を持っているのに対して、DID患者のような解離状態の場合には、解離の障壁により、自己の他の部分にアクセスすることができなくなっており、「一つである」との自己意識を持っていない、という点を指摘し、前者と後者を区別して扱うべきだ。とするのである (*Saks, supra note (14)* at 194)。
- (30) *supra note (7)*.
- (31) *Saks, supra note (14)*, at 197-198.
- (32) かつて言う「黙認 (acquiescence)」とは「犯罪に共謀することや、犯罪を防止したり中止したりすることが過度の危険や努力を伴わなくても可能であった場合に犯罪を防止したり中止したりしないこと」と定義されている (*Saks, supra note (14)* at 195)。
- (33) *Saks, supra note (14)*, at 195.
- (34) この点に関して詳しくは、拙稿・前掲注 (3) 二〇〇—二〇一参照。
- (35) *Glenn Saxe, Dissociation and criminal responsibility: A developmental perspective*, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 243-252.
- (36) *Saxe* 及び *Frank W. Putnam* の理論に基いて議論を展開する。Frank W. Putnam の理論に関しては、*Frank W. Putnam, Dissociation in Children and Adolescents: A Developmental Perspective* (New York: Guilford Press (1997) [邦訳として、中井久夫訳『解離——若年期における病理と治療——』(みすず書房・二〇〇二)) や *Frank W. Putnam, Diagnosis and treatment of multiple personality disorder* (New York: Guilford Press, 1989) [邦訳として、安克昌・中井久夫訳『多重人格性障害——その診断と障害——』(岩崎学術出版社・二〇〇

〇) がある。

- (37) Saxe が引用する Peter Wolf は乳児が有する、次の五つの行為状態について報告している。すなわち、状態① (通常の、静かな、制止した、もしくはレム睡眠の)、状態② (レム睡眠)、状態③ (鋭敏ではあるが活動していない)、状態④ (起きて活動している)、状態⑤ (泣き叫ぶ)。*Peter H. Wolff, The Development of Behavioral States and the Expression of Emotions in Early Infancy: New Proposals for Investigation* (Chicago: University of Chicago Press, 1987), at 19-98.

- (38) Saxe, *supra* note (35) at 244-247.
- (39) Saxe, *supra* note (35) at 247.
- (40) Saxe, *supra* note (35) at 249-250.
- (41) *Walter Sinnott-Armstrong & Stephen Behnke, Criminal Law and multiple Personality disorder: the vexing problems of personhood and responsibility*, *Southern California Interdisciplinary Law Journal* Vol. 10, Issue 2, Spring 2001, at 277-296.
- (42) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 283.
- (43) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 283.
- (44) このたぐい話とは、王子と靴屋が寝ている間にその精神が入れ替わってしまい、片や王子の精神と靴屋の身体を持った者がおり、もう片方では靴屋の精神と王子の身体を持った者がいた場合、どちらを王子とすべきか、というものである。
- (45) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 284-285.
- (46) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 285-286.
- (47) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 287.
- (48) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 287-288.
- (49) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 290-291.
- (50) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 291-295.
- (51) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 291.
- (52) *Armstrong & Behnke, supra* note (41), at 295-296.